

インターネットでの情報提供資料
平成25年5月1日

所 属	大垣市総務部課税課
担 当	課長：寺嶋、主幹：伊藤、係：平野
連絡先	81-4111（内線342）

平成25年度軽自動車税の納税通知書の発送について

- 軽自動車税は、毎年4月1日現在で、市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課される市税です。
- また、軽自動車税は、本市の一般会計歳入予算（平成25年度当初予算：553億7,000万円）の46.7%を占める市税（平成25年度当初予算：258億5,000万円）の1.1%に当たる大変貴重な財源となっています。
- このたび、地方税法第442条の2及び大垣市税条例第64条の規定に基づき、平成25年度軽自動車税（対象：50,844台）を賦課し、平成25年5月1日に納税通知書を発送します。納期限は、平成25年5月31日です。
- なお、年の途中で登録した場合の月割りの課税や、年の途中で廃車した場合の還付はありません。

1. 平成25年度軽自動車税

(1) 課税対象

50,844台

台数 (a)	内非課税 (b)	課税台数 (a-b)	内減免台数
51,015	171	50,844	496

種 別		台 数
原動機付自転車	50cc 以下	3,801
	90cc 以下	241
	125cc 以下	443
	ミニカー（50cc以下の四輪バギーなど）	90
小型特殊自動車	農耕用（トラクターなど）	2,102
	その他（フォークリフトなど）	687
軽自動車	二輪（側車付のものを含む。） （125cc 超え 250cc 以下）	1,166
	三輪	1
	四輪貨物営業用	216
	四輪貨物自家用	9,348
	四輪乗用営業用	1
二輪の小型自動車	四輪乗用自家用	31,188
	250cc 超	1,560
合 計		50,844

(2) 課税額

283,256,700円

平成25年度	平成24年度(当初)	前年比増減
283,256,700円	275,315,000円	7,941,700円 (2.88%)

(3) 納期

平成25年5月1日～平成25年5月31日

2. 参考(軽自動車税の概要)

(1) 課税の対象

- 原動機付自転車
- 軽自動車
- 小型特殊自動車
- 二輪の小型自動車

(2) 納税義務者

軽自動車等の所有者

(3) 賦課期日

毎年4月1日

(4) 税額

	種別	年税額
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	90cc以下	1,200円
	125cc以下	1,600円
	ミニカー(50cc以下の四輪バギーなど)	2,500円
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)	1,600円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円
軽自動車	二輪(側車付のものを含む。) (125cc超え250cc以下)	2,400円
	三輪	3,100円
	四輪貨物営業用	3,000円
	四輪貨物自家用	4,000円
	四輪乗用営業用	5,500円
二輪の小型自動車	四輪乗用自家用	7,200円
	250cc超	4,000円

(5) 登録・廃車等の申告場所

種 別	申告場所	
原動機付自転車	50cc 以下	大垣市役所 総務部課税課 (大垣市丸の内2-29) 上石津地域事務所市民福祉課 (大垣市上石津町上原1380)
	90cc 以下	
	125cc 以下	
	ミニカー (50cc以下の四輪バギーなど)	
小型特殊自動車	農耕用 (トラクターなど)	墨俣地域事務所市民福祉課 (大垣市墨俣町上宿473-1)
	その他 (フォークリフトなど)	
軽自動車	二輪 (側車付のものを含む。) (125cc 超え 250cc 以下)	中部運輸局岐阜運輸支局 (岐阜市日置江2648-1)
	三輪	軽自動車検査協会岐阜事務所 (羽島市福寿町平方字丸池東9-1)
	四輪貨物営業用	
	四輪貨物自家用	
	四輪乗用営業用	
四輪乗用自家用		
二輪の小型自動車	250cc 超	中部運輸局岐阜運輸支局 (岐阜市日置江2648-1)

※普通自動車は、中部運輸局岐阜運輸支局。